

平成23年第3回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成23年9月6日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教育長職務代理者	久 保 茂 樹		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総務課長	中 野 彰 宏
税務課長	喜 多 君美代	住民課長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あさみ	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	北 門 康 幸
会計室長	吉 村 良 昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号：安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 3 号：安堵町税条例等の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について

日程第 7 議案第 5 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について

日程第 8 議案第 6 号：町道路線の変更について

日程第 9 認定第 1 号：平成 22 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 2 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 3 号：平成 22 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 4 号：平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 5 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 6 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 7 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 8 号：平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 9 号：平成 22 年度安堵町水道事業会計決算の認定について

日程第 18 報告第 1 号：健全化判断比率報告書について

日程第 19 報告第 2 号：資金不足比率報告書について

日程第 20 報告第 3 号：平成 22 年度安堵町土地開発公社決算の報告について

日程第 21 陳情第 1 号：安堵中学校の学校給食再開を求める陳情書について

開 会 午前 10 時

議長（森田 瞳） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。

本定例会を前に中川教育長から病氣療養を理由とする欠席届が提出されました。

これにより、教育長職務代理者として、久保茂樹氏が出席されることになりましたのでお知らせいたします。

教育長職務代理者（久保茂樹） 只今御紹介にあずかりました久保です。

よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） よろしく願いいたします。

只今の出席議員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 3 回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶を賜ります。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

朝夕は初秋の気配が漂ってまいりましたが、まだまだ残暑厳しいところがございます。また、時節柄何かとお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、日頃より町政の発展のため御尽力、御協力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

まず、先週末に到来いたしました大型の台風 12 号により、紀伊半島では記録的な豪雨となり、特に奈良県や和歌山県を中心に大きな被害をもたらしました。

本県では、特に南部の山間地帯での大雨による甚大な被害が発生いたしております。

この台風で残念ながら、人的被害に遭われた方々には、特に心よりお悔み申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。そして、被災された全ての方々に、心からお見舞申し上げます。

この台風 12 号には、本町といたしましては、初期の段階から通常の警報警戒動員

態勢を更に強化して警戒に当たってまいりました。今後とも自然災害への備えや取り組みは、更に充実したものにしていきたいと思います。

さて、健康の面におきまして我が安堵町は、住民一人ひとりが健康について意識を向上させることを目的として、がん検診の受診率向上に向けての取り組みが評価され、平成 23 年度奈良県健康づくり推進大会において、奈良県知事表彰を受賞いたしました。

高齢化社会にあって、健康づくりへの取り組みは重要な課題であります。これを機に、更に創意工夫を凝らした健康づくり行政を目指してまいりたいと考えております。

また、スポーツの面におきましては、第 28 回全国少年少女レスリング選手権大会で、安堵小学校 5 年生大谷岳斗君が 39 kg 級で第 3 位、同じく樋野友哉君が 34 kg 級第 3 位に入賞の栄に輝きました。これは 2 件とも本町にとって明るい話題でございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、18 件でございます。

人事案件が 2 件、条例の一部改正案件が 1 件、補正予算案件が 2 件、その他の案件が 1 件、そして平成 22 年度の決算認定案件が 9 件、これに関連します地方公共団体の財政健全化比率の報告案件が 2 件、最後に土地開発公社の決算報告案件が 1 件の合計 18 件でございます。

順を追って御説明いたしますので、皆様の御審議を仰ぎ、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員 5 名のうち、上田祐男委員におかれましては、本年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。御本人は高齢を理由に再任については強く辞退をされております。したがって後任として、人格が高潔で、また教員としての実績もあり、奈良県教育委員会においても教育行政に携り、また、安堵町の歴史等にも深い識見を有しておられます吉田栄治郎氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に議案第 2 号：安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

監査委員 辰巳元紀委員におかれましては、本年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。御本人は健康上の理由から、再任については強く辞退されております。したがって後任として、人格が高潔で、■■■■■■■■■■にも在職され、財務、経理などの行政運営に深い識見を有しておられます桑原眞之輔氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に議案第 3 号：安堵町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 83 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 202 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 96 号）が、平成 23

年 6 月 30 日に公布されたことに伴い、安堵町税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、不申告等に関する過料の金額を 3 万円から 10 万円に引き上げるもの。寄附金税額控除の適用下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げるもの。肉用牛売却による事業所得割課税の特例適用を、平成 27 年度まで延長するもの。また、上場株式等の譲渡所得や配当所得に対する 3 パーセントの軽減税率の特例を、平成 25 年 12 月 31 日まで延長するもの。非課税口座内上場株式等の課税所得計算の特例について、施行日を平成 27 年 1 月 1 日に延長するものでございます。

次に議案第 4 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）についてでございます。

今回の補正は、1,636 万 8,000 円の増額補正でございます。補正内容につきましては、平成 23 年 4 月 1 日の人事異動に伴う職員手当、共済費の補正等人件費において、529 万 4,000 円の増額補正。総務費関係で、トーク安堵カルチャーセンター設備改修経費として 130 万円の増額補正。次に、民生費関係で、第 3 期障害者福祉計画作成委託費、地域の居場所づくり整備推進事業費、介護保険特別会計の補正に係る繰出金など 325 万 5,000 円の増額補正。衛生費関係で、産休職員の補充のための賃金など 103 万 2,000 円の増額補正。土木費関係で、小集落事業で整備した緑地帯の高木剪定経費に 167 万円の増額補正。また、消防費関係では、公務災害補償掛金引上げに伴う消防団員共済負担金、消防団員退団に伴う報償費、軽可搬ポンプの購入費用として 381 万 7,000 円の増額補正でございます。

次に議案第 5 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）についてでございます。

今回の補正は 62 万 1,000 円の増額補正でございます。

職員の産休に伴う臨時職員報酬及び認定調査委託料の補正でございます。

次に議案第 6 号：町道路線の変更でございます。

準工業地域に編入となった窪田地区内の町道 4 路線について、その一部を廃止し、終点位置を変更するものでございます。

次に認定第 1 号：平成 22 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額 32 億 1,070 万 2,163 円、歳出総額 27 億 6,189 万 5,149 円で、差引額 4 億 4,880 万 7,014 円で、このうち 1,250 万 5,000 円は繰越明許費で、実質収支額は 4 億 3,630 万 2,014 円の黒字となっております。

次に認定第 2 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 7 億 7,971 万 5,552 円、歳出総額 8 億 4,847 万 6,725 円で、差引額 マイナス 6,876 万 1,173 円の赤字となっております。この赤字分につきましては、平成 23 年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしております。

次に認定第 3 号：平成 22 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい

てでございます。

歳入総額 171 万 8,488 円、歳出総額 136 万 6,692 円で、差引額は 35 万 1,796 円でございます。

次に認定第 4 号：平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 307 万 316 円、歳出総額 2,295 万 6,300 円で、差引額 マイナス 1,988 万 5,984 円の赤字となっております。この赤字分につきましても、平成 23 年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしております。

次に認定第 5 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 3 億 1,788 万 2,642 円、歳出総額 3 億 1,788 万 2,642 円で、差引額 0 円でございます。

認定第 6 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 4 億 9,547 万 9,301 円で、歳出総額 5 億 707 万 6,350 円で、差引額 マイナス 1,159 万 7,049 円の赤字となっております。この赤字につきましても、平成 23 年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしております。

次に認定第 7 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 570 万 1,509 円、歳出総額 570 万 1,509 円で、差引額 0 円でございます。

認定第 8 号：平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 6,624 万 6,553 円、歳出総額 6,611 万 6,553 円で、差引額 13 万円となっております。

次に認定第 9 号：平成 22 年度安堵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

事業収益総額 1 億 5,644 万 3,031 円、事業費用総額 1 億 5,011 万 5,834 円で、決算収支は 632 万 7,197 円の黒字でございます。

次に報告第 1 号：健全化判断比率報告書についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月法律第 94 号）第 3 条第 1 項により報告いたします財政健全化判断比率でございますが、平成 22 年度につきましては、実質赤字比率及び連結赤字比率は黒字となっておりますので、該当いたしません。実質公債比率は 11.2 パーセント、将来負担比率は、将来負担すべき負債がないため、該当はいたしません。

次に報告第 2 号：資金不足比率報告書についてでございます。

これにつきましても、先の法律によるもので、水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足を算定するものでありますが、両会計とも資金不足は発生していないた

め、該当はいたしません。

報告第3号：平成22年度安堵町土地開発公社決算の報告についてでございますが。

収益的収入及び支出において、収入1万2,523円で、支出0円、差引額1万2,523円は基金の利息分でございます。また、資本的収入及び支出においては、収入73万7,919円、支出81万9,239円で、差引額 マイナス8万1,320円となっております。

これにつきましては、基金利息積立金より支払いをいたしております。

以上、概略につきまして御説明をさせていただきましたが、細部につきましてはその都度、担当課長より説明をいたしますので、御審議願ひまして、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり、議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
6番 松田和代 議員と、7番 松本正弘 議員を指名します。
よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において、本日より16日までの11日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から16日までの11日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第1号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」議題とします。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

(中野総務課長 登壇)

それでは、議案第1号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを説明いたします。

が満了となります。御本人は高齢を理由に、再任については強く辞退されております。後任といたしまして、吉田栄治郎氏を任命いたしたく提案するものでございます。吉田氏は人格が高潔で、学術、文化等に深い識見を有されておられ、また、教員としての実績もあり、■■■■■■■■■■においても教育行政に携わっておられました。また、安堵町の歴史等にも深い識見を有しておられますので、適任者として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第1号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

める。

安堵町長 西 本 安 博

[illegible]

氏名 吉田栄治郎

■■■■■■■■■■でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第1号に対し、採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第1号は同意することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第 2号：「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

議長（森田 瞳） これより議案第2号に対し、採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第2号は同意することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第5 議案第3号：「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 喜多税務課長。

（喜多税務課長 登壇）

税務課長（喜多君美代） おはようございます。

税条例について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号：安堵町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由といたしまして、日本の経済、社会は、歴史の転換点に差し掛かっております。20年以上低迷していた経済は、本格的な回復の軌道に乗っておらず、慢性的なデフレが続いております。何より、深刻な財政状況の下、持続可能な社会保障の整備が遅れる中、少子化、高齢化、生産年齢人口の減少は否応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感が高まっております。

こうした状況の下、我が国の経済、社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に答えるために、税制の抜本的な改革を果敢に進める必要があります。

平成23年度税制改正においては、特にデフレの脱却と雇用のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正、納税者、生活者の視点からの改革、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革を4つの柱として、所得課税、資産課税、消費

課税全般にわたる改正を行うこととされました。

地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、財源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築していくこととされ、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直し等を行う他、所要の措置を講ずることとされました。

平成 23 年度の税制改正の内容といたしまして、最近における社会経済情勢等に鑑み、個人住民税における寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下減額を引き下げ、5,000 円を 2,000 円に、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備並びに個人住民税等の不申告等に関する過料の金額の上限の引上げ、3 万円を 10 万円に、罰則規定の追加等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理・合理化等を行うこととし、所要の措置を講ずることとされました。

それでは、新旧対照表により改正された内容を説明させていただきます。

新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 26 条第 1 項。町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料につきまして、3 万円が 10 万円に引き上げられました。施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

第 34 条の 2 第 1 項。昭和 58 年法律第 68 号「臨時特例法」につきましては、既に効力も無くしておくことから、条文から削除するものです。施行日は公布の日です。

1 ページから 4 ページを御覧ください。

第 34 条の 7 第 1 項、第 2 項。寄附金税額控除の適用下減額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げられました。寄附金税額控除につきましては、地方税法第 314 条の 7 に明確に規定されていることから、その法律を引用すること等により条文を簡素化することとされました。施行日は公布の日です。

4 ページ、第 36 条の 3 第 2 項を御覧ください。

平成 15 年 3 月 31 日付けで、地方税法施行規則第 2 条の 3 第 1 項の各号が削られましたが、漏れていたため、今回、文章表現の見直しを行いました。施行日は公布の日です。

4 ページから 5 ページを御覧ください。

第 36 条の 4 第 1 項。文章表現の見直しを行いました。施行日は公布の日です。

町民税に係る不申告に関する過料につきまして、3 万円が 10 万円に引き上げられました。施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

5 ページをお開きください。

第 44 条第 6 項。文章表現の見直しを行いました。施行日は公布の日です。

6 ページをお開きください。

第 53 条の 10 第 1 項。退職所得申告書の不提出に関する過料につきまして、3 万円が 10 万円に引き上げられました。施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

第 61 条第 9 項、第 10 項。地方税法 349 条の 3 の項番号改正による文言整理です。施行日は公布の日です。

第 65 条第 1 項。固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料につきまして、3 万円が 10 万円に引き上げられました。施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

7 ページをお開きください。

第 67 条第 3 項、第 69 条第 1 項。安堵町では都市計画税は徴収しておりませんので文章表現の見直しを行いました。施行日は公布の日です。

第 75 条第 1 項。固定資産に係る不申告に関する過料につきまして、3 万円が 10 万円に引き上げられました。施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

7 ページから 8 ページをお開きください。

第 77 条第 1 項。文章表現の見直しを行いました。施行日は公布の日です。

8 ページを御覧ください。

第 88 条第 1 項。軽自動車税に係る不申告に関する過料につきまして、3 万円が 10 万円に引き上げられました。施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

第 89 条第 1 項、第 4 項。文章表現の見直しを行いました。施行日は公布の日です。

8 ページから 9 ページを御覧ください。

第 100 条の 2 第 1 項から第 3 項。たばこ税に係る不申告に関する過料につきまして、10 万円以下の過料を科すること及び納期限等に規定を追加されました。

施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

9 ページを御覧ください。

第 113 条第 1 項。特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料につきまして、3 万円が 10 万円に引き上げられました。施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

第 119 条の 2 第 1 項から第 3 項。特別保有税に係る不申告に関する過料につきまして、10 万円以下の過料を科すること及び納期限等の規定を追加されました。

施行日は公布の日から起算して 2 ヶ月を経過した日です。

第 119 条の 3。過料規定 119 条の 2 の追加による項づれのため整備されました。
施行日は公布の日です。

10 ページを御覧ください。

第 120 条第 1 項。過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額等を追加し、文章表現の整備を行いました。施行日は公布の日です。

附則第 2 条第 1 項。字句の見直しを行いました。施行日は公布の日です。

11 ページをお開きください。

附則第 7 条の 3 の 2、第 2 項第 3 号。第 2 項第 3 号を第 3 項に見直しました。
施行日は公布の日です。

11 ページから 13 ページをお開きください。

附則第 7 条の 4 第 1 項。寄附金税額控除につきましては、地方税法第 314 条の 7 に明確に規定されていることから、その法律を引用すること等により条文を簡素化することとされました。施行日は公布の日です。

13 ページから 14 ページをお開きください。

附則第 8 条第 1 項、第 2 項。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間 1,500 頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成 27 年度まで延長することとされました。

租税特別措置法、地方税法附則等に明確に規定されていることから、この法律を引用すること等により条文を簡素化することとされました。施行日は平成 25 年 1 月 1 日です。

14 ページから 15 ページをお開きください。

附則第 10 条の 2 第 4 項。高齢者の居住の安定確保に関する法律が一部改正され、その法律を引用すること等により条文を簡素化することとされました。

施行日は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日です。

15 ページから 22 ページを御覧ください。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号から附則第 20 条の 4 第 5 項第 2 号までにつきましては、同じ内容ですので一括で御説明させていただきます。

第 34 条の 7 及び附則第 7 条の 4 の寄附金税額控除の条文が簡素化されたことによる文言整理でございます。公布の日が施行日となっております。

24 ページをお開きください。

附則第 2 条第 6 項。上場株式等に係る課税配当所得の所得割りの税率につきましては、100 分の 1.8 の軽減税率の適用を 2 年延長して、平成 25 年 12 月 31 日までとされました。施行日は公布の日です。

24 ページから 25 ページを御覧ください。

附則第 2 条第 13 項。上場株式等の譲渡所得等に係る課税所得の所得割りの税率につきましては、100 分の 1.8 の軽減税率の適用を 2 年延長して、平成 25 年 12 月 31 日までとされました。施行日は公布の日です。

附則第 2 条第 18 項。条約適用配当等に係る課税配当所得の所得割りの税率につきましては、100 分の 1.8 の軽減税率の適用を 2 年延長して、平成 25 年 12 月 31 日までとされました。施行日は公布の日です。

26 ページをお開きください。

附則第 1 条第 1 項第 3 号、附則第 2 条第 5 項。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を 2 年延長し、平成 27 年 1 月 1 日とされました。

それでは始めのページをお開きください。

議案第 3 号を朗読させていただきます。

議案第 3 号：安堵町税条例等の一部を改正する条例について

安堵町税条例（昭和 29 年安堵村条例第 8 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 9 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第4号：「平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。失礼します。

それでは、議案第4号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,636万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,281万8,000円といたします。

詳細内容につきましては、補正予算書8ページをお願いします。

歳出についてでございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費におきまして、人件費の増により441万円の増額補正でございます。

続きまして、目8. トーク安堵カルチャー管理費におきまして、雨漏り等の修繕によ

ります需用費の増で 130 万円の増額補正でございます。

続きまして、款 2. 総務費の項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費におきまして、人件費の増による 47 万円の増額補正でございます。

続きまして、項 3. 戸籍・住民基本台帳費、目 1. 戸籍・住民基本台帳費におきまして、人件費による増の 288 万 2,000 円の増額補正でございます。

9 ページお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費におきまして、障害者福祉計画を本年度作成することが決まりましたので、その委託費及び平成 22 年の障害者自立支援の国庫精算分といたしまして、53 万 9,000 円の増額補正。

目 2. 国民年金事務取扱費におきまして、人件費の増で 89 万 4,000 千円の増額補正。目 3. 老人福祉費におきまして、人件費の増及び地域居場所づくり整備事業に係る事業費等備品購入によりまして、227 万円の増額補正でございます。このうち 205 万円に関しましては、7 ページの歳入のところでございますが、款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 2. 民生費補助金で、地域居場所づくり整備事業費補助金として 205 万円の歳入を受けます。

続きまして、目 8. 介護保険事業費におきまして、介護保険特別会計への繰出しといたしまして 62 万 1,000 円の増額補正。目 9. 自立支援給付費で、新規事業移行促進事業補助金といたしまして 4 万 5,000 円の増額補正でございます。このうち 4 分の 3 に関しましては、7 ページに戻っていただきまして、民生費補助金の障害者自立支援臨時特例交付金の 3 万 3,000 円を充てさせていただきます。

項 3. 人権対策費、目 1. 人権行政対策費におきまして、人事異動に伴う職員手当で 41 万 8,000 円の増額補正。

続きまして 10 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 3. 保健衛生費におきまして、人件費の増及びがん検診予防の国庫精算分といたしまして 103 万 2,000 円の増額補正でございます。

項 2. 清掃費、目 1. 塵芥処理費におきまして、人件費の減によりまして 100 万円の減額補正でございます。款 7. 土木費、項 4. 住宅費、目 2. 環境改善事業費におきまして、中、高木の剪定費用といたしまして 167 万円の増額補正でございます。

款 8. 消防費、項 1. 消防費、目 1. 非常備消防費におきまして、先の災害によります消防団員等が被災されたために、消防団員等公務災害補償等、責任共済に関する法律の施行令の一部が改正されましたことによりまして掛金が増額となりました。その分と消防団員 2 名が退団されましたことによります退職報償金の支払によります増。それと、女性消防操法に係る軽可搬ポンプの購入費用を合わせまして 381 万 7,000 円の増額補正でございます。

続きまして 11 ページをお願いいたします。

款 9. 教育費、項 5. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費におきまして、人件費によ

ります 300 万円の減額補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 4 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について

地方自治法（昭和 22 年第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 9 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 4 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）

平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,636 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 5,281 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 9 月 6 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

続きまして 2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 7,565 万 1,000 円、補正額 226 万 6,000 円、計 7,791 万 7,000 円。

款 18. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1,226 万 1,000 円、補正額 208 万 7,000 円、計 1,434 万 8 千円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 3,854 万円、補正額 1,201 万 5,000 円、計 5,055 万 5,000 円。

歳入合計

補正前の額 29 億 3,645 万円、補正額 1,636 万 8,000 円、計 29 億 5,281 万 8,000 円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2 億 9,391 万 9,000 円、補正額 571 万円、計 2 億 9,962 万 9 千円。

項 2. 徴税費

補正前の額 6,153 万 4,000 円、補正額 47 万円、計 6,200 万 4,000 円。

項 3. 戸籍・住民基本台帳費

補正前の額 6,310 万 5,000 円、補正額 288 万 2,000 円、計 6,598 万 7,000 円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 7,554 万 3,000 円、補正額 436 万 9,000 円、計 4 億 7,991 万 2,000 円。

項 3. 人権対策費

補正前の額 5,668 万 1,000 円、補正額 41 万 8,000 円、計 5,709 万 9,000 円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 7,265 万円、補正額 103 万 2,000 円、計 7,368 万 2,000 円。

項 2. 清掃費

補正前の額 2 億 6,949 万 1,000 円、補正額 マイナス 100 万円、計 2 億 6,849 万 1,000 円。

款 7. 土木費、項 4. 住宅費

補正前の額 5,255 万 1,000 円、補正額 167 万円、計 5,422 万 1,000 円。

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,847 万 6,000 円、補正額 381 万 7,000 円、計 1 億 2,229 万 3,000 円。

款 9. 教育費、項 5. 社会教育費

補正前の額 5,582 万 6,000 円、補正額 マイナス 300 万円、計 5,282 万 6,000 円。

歳出合計

補正前の額 29 億 3,645 万円、補正額 1,636 万 8,000 円、計 29 億 5,281 万 8,000 円。

以下、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 4 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 7 議案第 5 号：「平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） おはようございます。

それでは、議案第 5 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）についてを説明させていただきます。

内容といたしまして、歳入歳出それぞれ 62 万 1,000 円の増額補正を提案させていただくものであります。

議案書の 6 ページから 7 ページをお開きください。

歳出でございますが 7 ページをお願いいたします。

介護保険に携っております社会福祉士の資格を有しております職員の産前産後休暇取得に伴う補充といたしまして、その業務を現在、介護認定調査員として雇用しております介護支援専門員の資格を有する嘱託職員が併任し、業務に当たるための臨時職員報酬に 18 万円及び要介護認定に係る更新時の認定調査を委託して実施させていただく委託料に 44 万 1,000 円。合せて 62 万 1,000 円の増額補正を計上させていただ

きました。財源といたしまして、7 ページ歳入でございます。

一般会計より事務費繰入金 62 万 1,000 円を充てております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 5 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 9 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 5 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）（保険事業勘定）

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 62 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,663 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 9 月 6 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

続きまして 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 8,292 万円、補正額 62 万 1,000 円、計 8,354 万 1,000 円。

歳入合計

補正前の額 5 億 5,601 万 7,000 円、補正額 62 万 1,000 円、計 5 億 5,663 万 8,000 円。

続きまして 3 ページ歳出でございます。

款 1. 総務費、項 3. 介護認定審査会費

補正前の額 721 万 8,000 円、補正額 62 万 1,000 円、計 783 万 9,000 円。
歳出合計
補正前の額 5 億 5,601 万 7,000 円、補正額 62 万 1,000 円、計 5 億 5,663 万 8,000 円。

1 ページからの事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。
以上でございます。
よろしく御審議、御承認お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 5 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 8 議案第 6 号：「町道路線の変更について」議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。

それでは、議案第 6 号：町道路線の変更について説明させていただきます。

提案路線につきましては、本年 5 月に市街化調整区域から準工業地域に編入となりました窪田地区の開発が具体化し、町道を含む 3 ヘクタール全体を一体として開発を行いたいとの計画がなされております。

今般、開発地域に含まれる町道を廃止し、町の財産としましての法定外公共物として、今後、財産の処分または機能回復するための財産の交換等を協議してまいりたいと思っております。

それでは議案書の 2 枚目の表を御覧ください。

今回変更する路線は 4 路線ございます。議案書 3 枚目には変更前の認定図を、4 枚目には変更後の認定図を添付しております。

まず窪田 13 号線ですが、延長 511.4m が 249.1m に 262.3m の減でございます。窪田 15 号線は、延長 221.1m が 99.8m に 121.3m の減でございます。窪田 16 号線は、延長 240.3m が 179.6m に 60.7m の減でございます。窪田 35 号線は、延長 332.4m が 266.2m に 66.2m の減でございます。

4 路線ともに延長が減となり、終点位置が変更となっております。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 6 号：町道路線の変更について

町道路線を別紙のとおり変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 23 年 9 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。

よろしく御審議お願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 6 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次の

日程第 9 認定第 1 号：平成 22 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 2 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

日程第 11 認定第 3 号：平成 22 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 4 号：平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 5 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 6 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 7 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 8 号：平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 9 号：平成 22 年度安堵町水道事業会計決算の認定について

議長（森田 瞳） 以上、一般会計決算・各特別会計決算及び水道事業会計決算の 9 議案を

一括議題とします。

議長（森田 瞳） 只今議題としました 9 議案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 失礼します。

それでは、認定第 1 号から認定第 9 号までの平成 22 年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

平成 22 年予算方針に沿って執行し、本年 5 月末日の出納閉鎖を迎え、その後決算作業を行い、7 月 19 日から 21 日までの 3 日間、監査委員による決算監査を経まして、本 9 月議会定例会において認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第 1 号から第 8 号までの議案書を朗読いたします。

認定第 1 号から第 8 号：平成 22 年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し認定を求める。

1. 平成 22 年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第 1 号 一般会計歳入歳出決算

認定第 2 号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第 3 号 老人保健特別会計歳入歳出決算

認定第 4 号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第 5 号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第 6 号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第 7 号 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算

認定第 8 号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2. 平成 22 年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書。

3. 町長審査意見書及び監査委員審査意見書。

4. 主要な施策の成果

平成 23 年 9 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

決算書 1 ページをお願いいたします。

下段でございます。

意 見 書

地方自治法第 233 条第 1 項の規定により、平成 22 年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者職務代理者より提出されたので審査した結果、地方自治法その他関係法規に背戻した点を認めず、尚、本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿及び証書類に符合しており、確実なるものと信じます。よって、同条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付したところ、別紙審査意見がありました。よって認定せられんことを望みます。

平成 23 年 9 月 6 日

安堵町長 西 本 安 博

10 ページをお願いいたします。

平成 22 年度安堵町会計別決算総括表、各会計別の決算のみを朗読させていただきます。

一般会計、歳入 32 億 1,070 万 2,163 円。歳出 27 億 6,189 万 5,149 円。歳入歳出差引残高 4 億 4,880 万 7,014 円。内、繰越明許費繰越額 1,250 万 5,000 円。翌年度繰越額 4 億 3,630 万 2,014 円。

国民健康保険特別会計、歳入 7 億 7,971 万 5,552 円。歳出 8 億 4,847 万 6,725 円。歳入歳出差引残額 マイナス 6,876 万 1,173 円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたします。

老人保健特別会計、歳入 171 万 8,488 円。歳出 136 万 6,692 円。歳入歳出差引残額 35 万 1,796 円。翌年度へ繰り越します。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入 307 万 316 円。歳出 2,295 万 6,300 円。歳入歳出差引残額 マイナス 1,988 万 5,984 円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたします。

下水道事業特別会計、歳入 3 億 1,788 万 2,642 円。歳出 3 億 1,788 万 2,642 円。歳入歳出差引残額 0 円。

介護保険特別会計（保険事業勘定）、歳入 4 億 9,547 万 9,301 円。歳出 5 億 707 万 6,350 円。歳入歳出差引残額 マイナス 1,159 万 7,049 円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたします。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、歳入 570 万 1,509 円。歳出 570 万 1,509 円。歳入歳出差引残額 0 円。

後期高齢者医療特別会計、歳入 6,624 万 6,553 円。歳出 6,611 万 6,553 円。歳入歳出差引残額 13 万円。翌年度へ繰り越します。

総合計、歳入 48 億 8,051 万 6,524 円。歳出 45 億 3,147 万 1,920 円。歳入歳出差引残額 3 億 4,904 万 4,604 円。内、繰越明許費繰越額 1,250 万 5,000 円。翌年度繰越額 3 億 3,653 万 9,604 円。

各会計別総括表につきましては、以上でございます。

続きまして認定第 9 号、水道事業会計決算書を朗読いたします。

認定第 9 号：平成 22 年安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて提出し議会の認定を求める。

平成 23 年 9 月 6 日

安堵町長 西 本 安 博

決算書 9 ページ、中段の経理状況を朗読いたします。

収益的収支については、収入面で営業収益 1 億 5,521 万 2,556 円と前年度に比べ 2.3 パーセントの減となり、給水収益（水道料金収入）につきましては 1 億 4,974 万 5,956 円となり、その他営業収益を合わせた事業収益は 1 億 5,644 万 3,031 円であります。

また、事業費用では、人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で 1 億 5,011 万 5,834 円となり、前年度に比べ 428 万 4,206 円の減となりました。

以上、収支差し引きいたしますと 632 万 7,197 円の黒字を計上することができ、前年度繰越利益剰余金 3,424 万 9,167 円を加えますと、4,057 万 6,364 円の利益剰余金を計上いたしました。

資本的収支については、収入面で、工事負担金、施設整備基金利益等 2,104 万 7,317 円であり一方支出面では、建設改良費、償還金等で合計 6,967 万 3,032 円となりました。

以上が現状であります。需要水量が減少傾向で水道料金収入の増加は見込めませんが、今後も経営の合理化に努め、財政の健全化に一層努力する所存であります。

以上、平成 22 年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより認定第 1 号から第 9 号までの 9 議案について、総括質疑に入ります。

議長（森田 瞳）　ございますか。

議長（森田 瞳）　質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳）　続きまして、松田監査委員に決算審査報告を求めます。

監査委員（松田和代）　はい、議長。

議長（森田 瞳）　松田監査委員。

（松田監査委員　登壇）

監査委員（松田和代）　おはようございます。

監査委員 2 名を代表いたしまして、決算審査の結果を報告させていただきます。

決算書 2 ページを御覧ください。

平成 22 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 22 年度安堵町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各関係諸帳簿、証拠書類等について、所与の態勢により所定の期間に審査した結果を下記に述べる。

記

1. 審査の対象

- （1）平成 22 年度安堵町一般会計歳入歳出決算
- （2）平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- （3）平成 22 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算
- （4）平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- （5）平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- （6）平成 22 年度安堵町介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- （7）平成 22 年度安堵町介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- （8）平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- （9）財産に関する調書

2. 審査の総括意見

平成 22 年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算の審査は、平成 23 年 7 月 19 日から 21 日の 3 日間にわたり実施した。具体的には審査に付された各決算書について、それぞれ作成の基本となる予算書、歳入簿、歳出簿、基金台帳、出資金及び出捐金台帳、預金証書などの諸帳簿や証拠書類と照合精査したところ、関係法令に準拠して適正に調製され、記帳や計算にも誤りはなく概ね適正に処理されていることを確認し正当な決算と認定した。

ところで我が国の経済は 2008 年 9 月のリーマンショック後、政府による需要の創出や雇用の下支え等の政策の実施にもかかわらず、急速な円高に加え海外経済の減速懸念から不透明感が強まる中、去る 3 月 11 日に発生した東日本大震災は経済活動のみならず行政運営や国民生活のあらゆる面に大きな打撃となり、復旧復興事業推進のための税制。財源問題等、先行きが全く見えない状況に陥っている。こうした状況は今後の町の行財政運営にも直接間接に大きな影響をもたらすことは必然である。

町行政の関係者はこうした町財政運営の厳しい状況を直視して、各事業を大胆かつ慎重に点検し、より一層効率的。効果的な執行に努められることを期待したい。これを推進する原動力は町長以下の管理職の強力なリーダーシップと職員の意識改革である。

3. 審査の個別意見

(1) 一般会計

平成 22 年度の決算の概要をみると、歳入総額は 32 億 1,070 万 2,163 円、歳出総額は 27 億 6,189 万 5,149 円であり、前年度に比べて歳入は 1 億 1,350 万 637 円 (3.7%) の増加、歳出は 1 億 4,187 万 4,190 円 (4.9%) の減少となっている。

歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた形式収支は 4 億 4,880 万 7,014 円となり、翌年度への繰越明許費繰越額 1,250 万 5,000 円を差し引いた実質収支額では 4 億 3,630 万 2,014 円の黒字となっている。

歳入の主なものをみると、地方交付税で 6,896 万 5,000 円、県支出金で 3,321 万 5,151 円、繰越金で 2,535 万 2,550 円、町債で 5,350 万円がそれぞれ増加したが、その一方、町税で 281 万 176 円、自動車取得税交付金で 320 万 3,000 円、国庫支出金で 5,310 万 2,357 円、財産収入で 239 万 7,595 円、諸収入で 540 万 7,260 円がそれぞれ減少となっている。

その内容をもう少し分析してみると、町税については、調定額 8 億 4,661 万 6,710 円に対して収入済額は 7 億 7,083 万 5,486 円となり、前年度に比べて 281 万 176 円 (0.4%) 減少し、調定額に対する徴収率は 91.0 パーセントであり、前年度比で 0.6 ポイント下がっている。今般はそのうちの 374 万 9,453 円について不納欠損処分されたところである。これらの処分については、長年にわたる様々な要因が複合的に関わっており、いずれもやむを得ないものと認められた。今後とも滞納者の意識改革を促す啓発活動を積極的に展開するとともに、滞納整理に強力に取り組み、

徴収率向上に引き続き努力されたい。

地方交付税については、基準財政需要額の算定基礎となる失業者の雇用対策のための単位費用が大幅に改善増額された。また県支出金についても失業者の雇用のための緊急雇用創出事業や当面の景気下支え等の経済対策関係の各事業に、それぞれ県費補助金が措置されたことにより増加となった。

次に歳出総額についてみると、前年度に比べて 1 億 4,187 万 4,190 円 (4.9%) の減少となっている。その主な要因としては、公債費において貸付金の償還終了が相次ぎ、元利償還額が減少したことと、前年度に全国民に給付された定額給付金事業が終結したことによるものである。

(2) 国民健康保険特別会計

平成 22 年度の決算額は歳入総額 7 億 7,971 万 5,552 円、歳出総額 8 億 4,847 万 6,725 円で、実質収支額は 6,876 万 1,173 円の赤字となっている。これを平成 23 年度予算において繰上充用金をもって補てんされている。この赤字は前年度にも繰上充用金をもって補てんされているものでありそれを差し引くと、平成 22 年度の実質的な赤字は 1,717 万 6,047 円である。前年度の実質的な赤字額 4,697 万 9,363 円に比べて 2,980 万 3,306 円減少したとはいえ、別に 1,278 万 6,010 円を不納欠損処分をしていることを考慮すれば、未だ十分に改善されたという状況には至っていない。

また、国民健康保険税の徴収率についても 60.3 パーセントと前年度に比べ 1.4 ポイント下がるなど、低下傾向がなお続いている危機的な状況を直視する必要がある。

引き続き保険加入者の納税意識の改革と、徴収率の向上に努められたい。

(3) 老人保健特別会計

平成 22 年度の決算額は歳入総額 171 万 8,488 円、歳出総額 136 万 6,692 円で、実質収支額は 35 万 1,796 円の黒字となっている。

本特別会計は、昭和 58 年に 75 歳以上 (65 歳から 74 歳までのねたきり老人を含む) の高齢者を対象として発足した。平成 20 年度に後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、過誤、返戻等の請求や拠出金等の精算事務に対応するための残務処理会計として存続していたが、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止された。

(4) 住宅新築資金等貸付事業特別会計

平成 22 年度の決算額は歳入総額 307 万 316 円、歳出総額 2,295 万 6,300 円で、実質収支額は 1,988 万 5,984 円の赤字となっている。これを平成 23 年度予算において繰上充用金をもって補てんされている。

この不足額の要因は、これまでと同様に住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金の貸付金が長年にわたり滞ってきた結果であり、これらの資金の回収には負担

の公平性を確保するためにも一層努力されたい。

(5) 下水道事業特別会計

平成 22 年度の決算額は歳入総額、歳出総額ともに 3 億 1,788 万 2,642 円であり、実質収支額は 0 円となっている。歳入歳出の決算額は前年度に比べて 1 億 1,038 万 9,795 円（25.8％）の減少となっている。その要因としては、東安堵地区、岡崎地区の整備事業費が大きく減少したことによるものである。

平成 22 年度末における整備状況は、処理区域内人口 6,401 人をベースとして、普及が 81.2 パーセント、水洗化率が 59.4 パーセントと少しずつではあるが着実に進展しているが、今後とも早期の完成を目指して、積極的な事業の展開を期待する。

なお、下水道事業の将来的な財政負担を見据え、整備完了区域については公共下水道への接続が早期に実施されるよう対処されたい。

(6) 介護保険特別会計（保険事業勘定）

平成 22 年度の決算額は歳入総額 4 億 9,547 万 9,301 円、歳出総額 5 億 707 万 6,350 円であり、実質収支額は 1,159 万 7,049 円の赤字となっている。これを平成 23 年度予算において繰上充用金をもって補てんされている。

歳入総額は、前年度に比べて 1,503 万 8,779 円（3.1％）の増加となった。

一方、歳出総額も前年度に比べて 2,220 万 1,875 円（4.6％）増加し、その大部分を占めているのは保険給付費で、前年度に比べて 3,122 万 3,781 円（6.9％）増加となっている。これは居宅介護サービスにおいて短期入所生活介護の利用増によるものである。

なお、団塊の世代が高齢期に入り、保険料の徹底した徴収と保険給付に係わって適切な制度運用に努められたい。

(7) 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

平成 22 年度の決算額は歳入総額、歳出総額ともに 570 万 1,509 円であり、実質収支額は 0 円となっている。

今後、介護予防サービスの利用者の増加が見込まれるところであるが、利用者その人その人にあった適切なケアプランの作成など、適切な制度運営に努められたい。

(8) 後期高齢者医療特別会計

平成 22 年度の決算額は歳入総額 6,624 万 6,553 円、歳出総額 6,611 万 6,553 円であり、実質収支額は 13 万円の黒字となっている。

本特別会計は 75 歳以上の高齢者を対象として平成 20 年 4 月に創設され、都道府県単位の広域連合組織により制度運営を行っているところである。しかし、高齢者の費用負担が大きいことなどからこの保険制度の見直しが行われているが、現時点

では平成 25 年度末の廃止が目途と見込まれている。

(9) 財産の状況

①公有財産

平成 22 年度決算における土地及び建物の保有面積は、土地 14 万 1,555 ㎡、建物 5 万 1,876 ㎡である。土地での増減はなかったが、建物について、歴史民俗資料館敷地内において伝統産業の実演作業を行うための作業室 15 ㎡が整備され増加した。

有価証券では、奈良テレビ放送株式会社の株券 820 株、41 万円分を保有している。出資金及び出捐金では、平成 22 年度決算における現在高は 12 件、1,030 万 5,000 円である。そのほか、町職員駐車場用地敷金及び中央公園駐車場用地敷金の 2 件、2,700 万円がある。

なお、旧役場庁舎跡地、旧隣保館、かしの木台の公園用地については、幅広く意見を徴し、また、専門家の提案を受けるなど、有効な活用に向けて具体的に取り組みられることを希望する。

さらに域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成 13 年度末をもって期限切れとなり 10 年経過した現在、小集落地区改良事業用地が、今なお、54 筆 1 万 333.04 ㎡、取得価格 4 億 7,557 万 529 円を町及び町開発公社において保有している。しかしながら事業用地といってもその多くは面的にまともでないというえ、事業計画についてもその存否や内容が定かでないなど問題は多い。そうした状況がありながら平成 23 年度にも 1 筆の買収が行われている。その一方で購入資金となった借入金の金利負担や当該土地の維持管理経費は年々嵩んでいく。

こうした状況は、この事業が一定の歴史的背景の下に国民的課題として取り組まれてきた過程で派生した所産であることを理解したとしても、現在の町財政の厳しい事情や他の住民サービスとの兼ね合い等を勘案するとき、今、衆知を結集し大局的見地に立ってこの事業及び事業用地のあり方を見直すことはできないのか、勇気ある検討と決断を期待したい。

②物品

平成 22 年度決算における公用車の保有台数は 50 台で、前年度に比べて 2 台の減少となった。健康福祉課が保有する単車 1 台を廃車、また、各課保有の公用車 10 台（H3 から H9 登録）を廃車し、それに代わる 9 台を新規に購入したことによるものである。

今後とも車検及び修繕費等の維持管理経費の節減に努めるとともに、その他の動産についても法令の定めにより備品台帳の整備を早急に完了し、適正に管理されるよう努められたい。

③債権

平成 22 年度決算における住宅新築資金等貸付金の現在高は 22 件、3,479 万 3,845 円で、前年度に比べて 258 万 3,413 円の減少となった。

今後とも貸付金の回収にはこれまでにない強力な取り組みにより確実に成果が得られるよう要望する。

④基金

平成 22 年度決算における各基金のうち、現金。預金の現在高は 14 億 1,643 万 8,026 円で前年度に比べて 802 万 2,936 円（0.6％）の増加となった。

基金に積み立てたのは、「地域福祉基金」1,164万6,000円、「ふるさと基金」20万円と各基金に生じた金利133万667円である。

一方、基金の取崩しにより減少したのは、介護給付費準備基金 366 万 3,064 円、介護従事者処遇改善臨時特例基金 149 万 667 円である。

なお、各基金はその目的や関連事業の趣旨に即して、適正に運用されていた。

上記、平成 22 年度一般会計・各特別会計歳入歳出決算審査意見書を提出する。

平成 23 年 8 月 12 日

安堵町監査委員 辰 巳 元 紀
松 田 和 代

安堵町長 西本安博 殿

続きまして、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づく、平成 22 年度安堵町水道事業会計決算審査について報告いたします。

審査は平成 23 年 7 月 19 日に実施いたしました。

それでは審査意見書を朗読いたします。

水道事業会計決算書を御覧ください。

平成22年度安堵町水道事業決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、平成 22 年度安堵町水道事業会計の決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書、貯蔵品明細書、その他の関係書類を所与の態勢により所定の期間に審査し内容等を検討した結果は、以下のとおりで

ある。

記

（審査の総括意見）

審査に付された平成 22 年度決算報告書及び貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書のほか、決算附属書類は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数に誤りはなく正確に処理され、各事業の経営成績及び財政状況を適正に表示するなど、正当な決算と認定した。

なお、当町における水道事業をとりまく経営環境は、人口の減少化傾向や節水意識の定着によって、水需要の伸びは今後も見込めず事業収益の向上にも大きな期待はできない状況にある。現在、職員配置の圧縮縮減により黒字経営を維持しているものの、中期的には浄水施設の老朽化に伴う改築等の対応に多額の投資が必要になる。

こうした経営状況下にあって、今後も安心・安全で良質な水道水を安定的に供給していくために引き続き健全経営に努められるとともに、中・長期的視点に立った経営の基本方向の検討に入る必要があると考えられる。

平成 23 年 8 月 12 日

安堵町長 西 本 安 博 殿

安堵町監査委員 辰 巳 元 紀
松 田 和 代

以上、決算審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） お諮りします

認定第 1 号から認定第 8 号までの各会計決算及び認定第 9 号：水道事業会計決算を併せた 9 議案を、議長と議会選出監査委員を除く 8 名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号：「平成 22 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 9 号：「平成 22 年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの 9 議案については、議長と議会選出監査委員を除く 8 名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員を、私が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

指名いたします。

決算審査特別委員会

2 番 浅野 勉 議員	3 番 植田 英和 議員
4 番 中本 幸一 議員	5 番 島田 正芳 議員
7 番 松本 正弘 議員	8 番 山岡 敏 議員
9 番 田中 幹男 議員	10 番 福井 保夫 議員

以上、8 名です。

議長（森田 瞳） 暫時休憩いたします。

10 分後再開いたします。

（暫時休憩）

午前 11 時 53 分

午後 12 時 01 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

先程の決算審査特別委員会における正副委員長の互選結果について申し上げます。

決算審査特別委員会

委員長 田中 幹男 議員、
同じく副委員長 福井 保夫 議員です。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） お諮りします。

日程第18 報告第1号：「健全化判断比率報告書について」

日程第19 報告第2号：「資金不足比率報告書について」

以上、2議案を一括議題といたしたくと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

議長（森田 瞳） 提出者の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） それでは、報告第1号：平成22年度財政健全化判断比率報告書並びに報告第2号：平成22年度資金不足比率報告書について御説明いたします。

両案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）によりまして、公表するものでございます。

この健全化判断比率には、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す「実質赤字比率」と、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す「連結実質赤字比率」と、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す「実質公債費比率」及び一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す「将来負担比率」の4つがございます。

まず、実質赤字比率でございますが。一般会計等では黒字となっていますので該当いたしません。

次に連結実質赤字比率でございますが。国民健康保険特別会計等で赤字となっておりますが、一般会計等が黒字であり、赤字分を大きく上回っているため、これについ

ても該当いたしません。

次に実質公債比率は 11.2 パーセントで、早期健全化基準の 25 パーセントを下回っております。

最後に将来負担比率であります。今後支出が見込まれる額よりも、将来それらの負担に充てることが可能な収入見込額の方が大きいため、将来負担すべき実質的な負債がないという結果となるため該当いたしません。

同法第 3 条により、比率の算定後は監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっております。

続きまして、資金不足比率報告書についてでございますが。法適用公営企業である水道事業会計及び法非適用公営企業の下水道事業特別会計の 2 つの会計の資金不足比率を算定するものであります。

平成 22 年度の水道事業会計については、黒字であるため該当いたしません。

また、下水道事業特別会計においても、収支決算額が 0 となっておりますため該当いたしません。

これにつきましても、同法第 22 条の規定により資金不足の比率の算定後監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっているため、監査委員の意見を付け議会に報告するものでございます。

なお両案件ともに、本年 8 月 18 日に監査委員の審査に付し、同月 22 日に意見書をいただきましたので申し添えます。

それでは報告書を朗読いたします。

報告第 1 号：健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 22 年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

実質赤字比率 — (15.0)、連結実質赤字比率 — (20.0)

実質公債費比率 11.2 (25.0)、将来負担比率 — (350.0)

備考

1. 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載。
2. 括弧内には当該地方公共団体の早期健全化基準を記載。

平成 23 年 9 月 6 日報告

安堵町長 西 本 安 博

続きまして報告第 2 号を朗読いたします。

報告第 2 号：資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 22 年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称、水道事業会計

資金不足比率「－」、経営健全化基準 20.0、備考 15 万 5876。

特別会計の名称、下水道事業特別会計

資金不足比率「－」、経営健全化基準 20.0、備考 4 万 2417。

備考

1. 資金不足がない場合は「－」と記載。
2. 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
3. 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。「令第 17 条第 1 (2,3,4) 号（括弧書き）の規定により事業の規模を算定」

平成 23 年 9 月 6 日報告

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、2 議案について一括質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 2 議案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による議会への報告のみでございますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第 20 報告第 3 号：「平成 22 年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） それでは、報告第 3 号：平成 22 年度安堵町土地開発公社決算の報告について説明させていただきます。

決算書の 3 ページを御覧ください。

平成 22 年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、これまで安堵町の秩序ある開発と整備を推進するため、公有地の確保に鋭意努力を重ねてまいりました。安堵町の依頼により、小集落地区改良事業等に供する用地の先行取得などを行うとともに、保有地を管理し、また、売却事業といたしましては、安堵町へ保有地の売り渡しを行ってきたところでございます。

平成 22 年度事業の概要及び収支決算書につきましては、まず公社の庶務関係といたしまして、平成 22 年 5 月 18 日に平成 21 年度収支決算の監査が行われ、同年 6 月 1 日の定例理事会におきまして、平成 21 年度の決算報告がなされております。同年 8 月 4 日には臨時理事会において、平成 22 年度補正予算案について承認をいただき、平成 23 年 2 月 21 日の定例理事会におきましては、平成 23 年度の事業計画及び予算案について承認をいただいております。

続きまして 4 ページを御覧ください。

用地の買収と売却についてでございますが、平成 22 年度におきましては、公有地の先行取得及び売り渡しはございませんでした。

次に 5 ページを御覧ください。

平成 22 年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

最初に収支的収入及び支出について説明いたします。

まず収入でございますが、第 2 款. 事業外収益、第 1 項. 受取利息としまして、当初予算額 1 万 8,000 円に対し決算額 1 万 2,523 円でございます。これは公社設立基金 500 万円の受取利息でございます。

次に支出でございますが、当初より支出予定はありませんでした。

次に 6 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明申し上げます。

まず収入の部からですが。

区分、第 1 款．資本的収入、第 2 項．利子補給金

当初予算額 73 万 8,000 円に対し、決算額は 73 万 7,919 円でございます。これは銀行への支払利息に対する一般会計よりの利子補給金でございます。

次に支出でございます。

区分、第 1 款．資本的支出、第 1 項．公有地取得事業費。

当初予算額 5 万円。補正予算額 3 万 5,000 円。合計 8 万 5,000 円に対し、決算額 8 万 1,320 円となっております。これは土地開発公社役員の変更に伴う登記委託料でございます。

第 2 項．事業外費用

当初予算額 73 万 8,000 円に対し、決算額 73 万 7,919 円となっております。

これは銀行への支払利息でございます。

したがって、平成 22 年度の資本的収入及び支出につきましては、収入額 73 万 7,919 円に対し、支出額 81 万 9,329 円でございます。

なお、次のページからは収支決算の項目別明細となっておりますが、これまでの説明と重複する部分が多くございますので、省略させていただきます。

それでは報告第 3 号を朗読させていただきます。

報告第 3 号：安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年度法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 9 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 報告第3号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による議会への報告のみでございます。御了承ください。

議長（森田 瞳） 日程第21 陳情第1号：「安堵中学校の学校給食再開を求める陳情書について」を議題とします。

去る8月24日、安堵中学校の学校給食再開を願う保護者代表2名から、184名の署名を添えて陳情書が議長に提出されました。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しているところであります。なお、本案については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

文教厚生常任委員会は、

本日、本会議終了後、午後1時13分から開会いたします。

決算審査特別委員会は、 8日、木曜日。

12日、月曜日。

議会運営委員会は、 14日、水曜日。

いずれも午前10時からでございます。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてでございますが、9日、金曜日の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は、16日、金曜日、午前10時からですので、よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会

午後 1 2 時 1 9 分